議案第89号

特別職に属する常勤の職員の給与の特例に関する条例の制定について

特別職に属する常勤の職員の給与の特例に関する条例を、別紙のとおり制定する。

平成30年12月3日提出

加西市長 西 村 和 平

特別職に属する常勤の職員の給与の特例に関する条例

平成31年1月1日から同月31日までの間における市長の給料月額については、特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例(昭和42年加西市条例第17号)第3条の規定にかかわらず、同条に規定する給料月額から100分の10に相当する額を減じて得た額とする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

(審議資料)

平成30年11月16日開催の市主催行事において、市長が開会時刻に遅刻し、多くの関係者や参加者に迷惑をかけ、市政への信頼を失ったことに対する責任として、平成31年1月1日から同月31日までの1月間、市長の本則給料月額を10分の1減額するもの。(本則給料月額 893,000円、減額後の給料月額 803,700円)